

第 1 0 節 貨物取扱許可申請関係手続

システムを使用して関税法第 40 条第 2 項（貨物の取扱い）に規定する手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

なお、当該許可を要する行為と同一行為であって、改装又は仕分けを伴う場合は、許可後にこの章第 11 節 2（貨物取扱登録（改装・仕分け））の定めるところにより、改装、仕分けの手続を行うものとする。

1 貨物取扱許可申請

(1) 申請の条件

システム参加保税地域に蔵置されている貨物で、貨物情報がシステムに登録されている貨物に係る許可申請を対象とする。

(2) 申請手続

「貨物取扱許可申請」業務（業務コード：CHD）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕 貨物管理番号（「貨物管理番号＊」欄）

B／L 番号又は輸出管理番号を必須入力する。

〔2〕 申請官署（「申請官署」欄）

取扱場所の管轄税関官署と申請先税関官署が異なる場合に、申請先税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔3〕 取扱種別（「取扱種別＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
見本の展示	F
簡単な加工（次のいずれかに該当するもの。） ① 食料品等の加熱 ② 金属くず又は繊維製品のくず若しくはぼろとして改造用使用する目的で輸入される貨物のうちに関税率表上のくず又はぼろとは認められないが商習慣上のくず又はぼろと認められる範囲のものが混入している場合において、これに関税率表上のくず又はぼろとする加工 ③ 糖みつの変性（不可飲食処理）加工	G
簡単な加工（前記に該当しないもの。）	H
その他これらに類する行為	J

〔4〕 取扱場所コード（「場所」欄）

取扱場所を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。

入力者が自ら管理する保税地域の倉主等である場合は入力を要しない。

〔5〕 取扱開始年月日（「開始日時＊」欄左）

- 取扱開始年月日を西暦（８桁）で必須入力する。
- [6] 取扱開始時刻（「開始日時＊」欄右）
取扱開始時刻を 24 時間制（４桁）で必須入力する。
- [7] 取扱終了年月日（「終了日時＊」欄左）
取扱終了年月日を西暦（８桁）で必須入力する。
- [8] 取扱終了時刻（「終了日時＊」欄右）
取扱終了時刻を 24 時間制（４桁）で必須入力する。
- [9] 品目コード（「品目」欄）
取扱品名の H S コード（４桁）を入力する。
- [10] 品名（「品名＊」欄）
貨物の品名を必須入力する。
- [11] 取扱個数（「取扱個数＊」欄）
取扱個数を必須入力する。
- [12] 取扱数量（「数量＊」欄左）
取扱いを行う貨物の重量又は容積を必須入力する。
なお、小数点以下第３位まで入力することができる。
- [13] 数量単位コード（「数量＊」欄右）
重量又は容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。
- [14] 取扱貨物の明細（「取扱貨物明細＊」欄）
貨物取扱いの具体的内容を必須入力する。
- [15] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）
コンテナ詰めされている場合は、コンテナ番号を入力する。
- [16] 記事（「記事」欄）
税関における審査に必要となる事項等を入力する。

2 受理又は許可の通知

(1) 受理の通知

貨物取扱許可申請が受理されたときは、次の情報が配信される。

イ 簡易審査扱い（区分１）

即時に許可となり、後記(2)（許可の通知）により情報が配信される。

ロ 書類審査扱い（区分２）

申請者及び税関に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱許可 申請控情報	S A L O O 7 0	書類審査扱い（区分２）に選定された場合。	申請者 申請税関 （保税担当部門）

(2) 許可の通知

貨物取扱許可申請が許可となった場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、書類審査扱いに選定された申請については、税関による審査終了が登録されることにより許可となる。

出力情報	出力情報コード	出力条件	出力先
貨物取扱許可 通知情報	SAL0080	次のいずれかの条件に該当する場合。 ① 簡易審査扱い（区分１）に選定された場合 ② 書類審査扱い（区分２）に選定され、許可となった場合	申請者
貨物取扱許可 貨物情報	SAL0100	取扱場所が申請者の管理する保税地域でない場合。	貨物が蔵置されている保税地域
貨物取扱許可 情報	SAL0090	申請官署が取扱場所を管轄する税関官署と異なる場合。	申請税関 (保税担当部門) 注 取扱場所の管轄税関 (保税担当部門)
		申請官署が取扱場所を管轄する税関官署と同じである場合。	申請税関 (保税担当部門) 注

(注) 書類審査扱いの場合は配信されない。

3 関係書類等の提出

必要に応じて、申告に係る関係書類等の提出を求めるものとする。提出を求められた場合は、「貨物取扱許可申請控」等の関係書類等を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、当該関係書類等の提出にあたっては、税関手続関連（共通編）-共通手続-第２章第４節２（添付ファイル登録）による「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）又はファクシミリ送信によることとしても差し支えないものとする。

4 申請の撤回及び許可の取消し

貨物取扱許可申請について撤回し、又は許可を取り消す場合の手続きは、次による。

(1) 撤回及び取消し手続

イ 申請の撤回

申請を撤回する場合は、あらかじめ税関（保税担当部門）に申し出た上で、申請者が行う。

ロ 許可の取消し

申請者は、当該申請に係る許可を取り消す必要がある場合は、「NACCS登録情報変更申出」に貨物取扱許可の取消しが必要な旨、貨物取扱許可番号、貨物管理番号及び事由等、必要事項を記入の上、貨物取扱許可通知書を添付して、税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第２章第２節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできるが、この場合には貨物取扱許可通知書の添付を要しない。

税関は取消しを認めた場合に、システムに登録されている申請の取消しを行う。

(2) 撤回の方法

「貨物取扱取消」業務（業務コード：SHC）を利用して次の事項を入力し送信する。

〔1〕 貨物取扱番号または貨物取扱許可申請番号

（「貨物取扱番号または貨物取扱許可申請番号＊」欄）

貨物取扱番号または貨物取扱許可申請番号を必須入力する。

〔2〕 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

(3) 撤回又は取消しの通知

前記(2)（撤回の方法）により貨物取扱許可申請が撤回又は取消しされた場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
貨物取扱取消 通知情報	S A L O 1 1 0	申請の撤回である場合。	申請税関 （保税担当部門）
		許可の取消しで、取扱場所が申請者の 管理する保税地域である場合。	申請者
		許可の取消しで、取扱場所が申請者の 管理する保税地域でない場合。	申請者 貨物が蔵置されてい る保税地域
		許可の取消しで、申請官署が取扱場所 を管轄する税関官署と異なる場合。	取扱場所を管轄する 税関 （保税担当部門）

5 貨物取扱結果通知

取扱場所の倉主等は、貨物の取扱作業が終了した場合は、この章第11節5（貨物取扱結果通知）の登録を行うことにより、申請を行った利用者に対処が終了した旨を通知することができる。